

平成 8年 9月16日
改訂 平成15年10月 9日
改訂 平成23年 5月26日
改訂 平成26年1月22日

第3種小委員会に関する申合せ事項

1. 小委員会の活動について

- 1) 小委員会の設置申請：小委員会の設置を申請する者は、委員会名、目的、活動内容、委員長候補者を記した申請書をコンクリート委員会委員長に提出し、コンクリート常任委員会において提案内容を説明する。
- 2) 小委員会の発足：コンクリート常任委員会の承認を得て、小委員会が発足する。発足に際しては、委員長と幹事長を決定する。
- 3) 委員の公募：委員長は、小委員会の主旨等を土木学会誌に掲載し、委員を公募する。委員長が必要と認めた場合には、委員を追加できる。
- 4) 委員構成：小委員会は、委員長、幹事長および委員からなる。必要に応じて、複数の幹事を置くことができる。小委員会の委員構成に変更があった場合はコンクリート常任委員会に報告する。
- 5) 活動期間：第1回目の小委員会の開催後から2年間とする。
- 6) 活動経費：小委員会運営に関わる事務費、委員の旅費等の経費は、コンクリート委員会からは支給されない。ただし、やむを得ず土木学会以外で会議を行う場合の会場費等の補助をコンクリート委員会に申請することができる。
- 7) 小委員会と事務局の業務分担：委員会名簿の作成、会議開催通知の発送、会議出欠者の事前確認、会議資料準備、食事の手配、議事録の作成、欠席者への資料送付は、原則として、小委員会が行う。委嘱状の作成・発送、土木学会会議室の確保、経理処理、技術シリーズの印刷物の発注・電子ファイルの保管等は、事務局が行う。
- 8) 活動報告：第3種小委員会連絡会議およびコンクリート委員会ウェブ上で適時、活動中間報告を行う。活動期間が終了したら、速やかに活動成果をコンクリート常任委員会に報告する。
- 9) 継続：小委員会の継続については、コンクリート常任委員会に活動成果を報告した後に、同常任委員会に申請することができる。承認を得た後、上記の手順にしたがって小委員会を再構成する。ただし、同一委員長の下での活動は、原則として、2期以内とする。

2. 成果の公表について

- 1) シンポジウム等で成果の公表を行うことが望ましい。
- 2) 活動報告書をコンクリート技術シリーズとして刊行することができる。
- 3) 成果の公表に関連する経費は、シンポジウム等参加者より徴収する参加費等の行事収入によって賄うことを原則とする。ただし、行事収入が見込めない等の事情がある場合には、コンクリート委員会に補助を申請することができる。補助の可否については、コンクリート常任委員会が審議し、決定する。
- 4) 第3種委員会の報告書は、常任委員会で審議を行わないため、その内容についてコンクリート委員会は責任を負わない。したがって、第3種委員会の報告書には、正式に承認を受けた学会規準や指針類と混同されるような記述をしてはならない。

3. 第3種小委員会連絡会議

- 1) コンクリート委員会委員長は、第3種小委員会連絡会議（以下、連絡会議）を招集し、会議の議長を指名する。
- 2) 連絡会議は、コンクリート委員会委員長、コンクリート委員会幹事長および幹事、第3種各小委員会委員長よりなる。
- 3) 連絡会議は、土木学会全国大会に合わせて年1回開催する。連絡会議運営に関する経費は、コンクリート常任委員会の負担とする。

[補足]

- 1) 年1回、土木学会誌およびコンクリート委員会ウェブ上にて、小委員会の募集を行う。
- 2) 小委員会議事録は、コンクリート委員会ウェブにその都度掲載し、公開する。
- 3) 活動期間終了後にシンポジウムの開催あるいはコンクリート技術シリーズを刊行する場合には、終了後概ね2～3ヶ月以内に行うものとする。
- 4) 技術シリーズとして発刊する際には、最終原稿を常任委員会幹事会が最低限のチェックをする。ここで、最低限のチェックとは、規則違反がないかどうかのチェックであって、内容に関する査読ではない。
- 5) 技術シリーズを刊行する場合には、あわせて電子版も作成し、コンクリート委員会（事務局）にて保管する。
- 6) 連絡会議は、第3種各小委員会と常任委員会および第3種各小委員会相互の連携を図ることを目的とする。コンクリート委員会委員長の要請により、小委員会の委員長は連絡会議と同日開催のコンクリート委員会への出席を求められることがある。
- 7) 委員会を次期に継続して発足させる場合には、できるだけ活動期間が継続するように計画し、必要な手続きを行う。
- 8) その他、活動に関し不明な点は、コンクリート委員会幹事長に連絡する。

以 上